

隠岐の島町長選挙及び隠岐の島町議会議員補欠選挙における 不在者投票の請求方法について

長期出張等により隠岐の島町以外の市区町村に滞在の方で、不在者投票をご希望の方は、このホームページにある「投票用紙等の請求書」に必要事項をご記入の上、隠岐の島町選挙管理委員会まで直接または郵送にてご請求下さい。

折り返し、投票用紙等一式を“投票用紙等の請求書”に記載されている滞在先住所に郵送します。お手元に届きましたら、滞在先の選挙管理委員会（市区町村役場内）に持参し、指示に従って投票して下さい。

（※中の封筒を自分で勝手に開封し記入すると無効となりますのでご注意ください。）

なお、隠岐の島町選挙及び隠岐の島町議会議員補欠選挙の執行計画は、次のとおりとなっております。

○隠岐の島町長選挙及び隠岐の島町議会議員補欠選挙

- ・ 告示日： 令和 6 年 10 月 15 日（火）

- ・ 投票日： 令和 6 年 10 月 20 日（日）
- ・ 不在者投票のできる期間
 令和 6 年 10 月 16 日（水）～ 令和 6 年 10 月 19 日（土）
- ・ 投票用紙を発送できる期日
 令和 6 年 10 月 13 日（日）～

※①投票できる時間は、最寄りの選挙管理委員会にご確認下さい。

※②離島につき郵送等に要する時間を見込んで、早めの手続きをお願いします。

▽注意▽10 月 16 日（水）～10 月 19 日（土）まで期日前投票所を設置しますので、投票日に不在でも、この期間に隠岐の島町に滞在する場合は期日前投票をご利用下さい。

○投票用紙等の請求書の提出（郵送）先

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

隠岐の島町選挙管理委員会 tel 08512-2-2111 / fax 08512-2-6005